

滝上町からのお知らせ（6月18日現在）

新型コロナウイルス感染症対策について

北海道に対する新型コロナウイルス緊急事態宣言の解除を受け、6月21日（月）以降、滝上町内すべての公共施設の利用を再開いたします。

併せて、滝上町内の飲食店への営業時短要請も解除されておりますので、お知らせします。

一方、札幌市の医療提供体制がひっ迫している状況に変わりはないとして、北海道は札幌市を「まん延防止等重点措置地域」とすることを決定しました。

また、これまで厳しい感染状況にあった石狩振興局管内市町村・小樽市・旭川市は、段階的緩和措置を設ける「経過区域」とされています。

北海道は、全道への感染拡大を防止するため、以下のとおり北海道全体に感染防止対策の徹底を求めています。

町民の皆さまには、今後も感染防止対策の継続をお願いします。

北海道からの協力要請内容

◆期間 6月21日（月）～7月11日（日）

◆内容 ・感染リスクを避けられない場合、不要不急の外出自粛

※「感染リスクを避けられない場合」とは

- ・新北海道スタイルの実践をしていない施設等の利用
- ・換気されない密閉された屋内での長時間の会合
- ・飲食の場面における5人以上の集まり・マスクなしの会話・2時間を超える長時間の飲食など

※「不要不急の外出」とは

- ・通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動など生活や健康の維持のために必要な場合を除く。

なお、必要な外出や移動であっても混雑している場所や時間を避けて行動する。

・札幌市との往来自粛

・緊急事態宣言地域（沖縄県）との往来自粛

・まん延防止等重点措置対象地域との往来自粛

（東京都・愛知県・神奈川県・埼玉県・千葉県
大阪府・京都府・兵庫県・福岡県）

・飲食の場面における『黙食』の実践

（4人以内など少人数、短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用）

・新北海道スタイル実践店舗の利用

・基本的な感染防止行動の徹底

（マスクの着用、手指消毒の徹底、三密回避）

このお知らせに関するお問い合わせ先：滝上町新型コロナウイルス感染症対策本部 感染症対策部（保健福祉課） ☎29-2111(216・234)

北海道内におけるまん延防止等重点措置は、裏面をご確認下さい。

措置区域（札幌市）における まん延防止等重点措置

◆ 期間 6月21日（月）～7月11日（日）

【道民及び札幌市内に滞在している方】

- ・ 不要不急の外出自粛
- ・ 不要不急の都道府県間、特に緊急事態措置区域との往来自粛
- ・ 同居家族以外との飲食自粛
- ・ 午後8時以降の飲食店への出入り自粛
- ・ 路上、公園等における集団での飲酒など感染リスクの高い行動の自粛

【飲食店】

- ・ 午後7時以降の酒類の提供停止
- ・ 営業時間の短縮 ※午前5時～午後8時
- ・ カラオケ設備の利用停止

【飲食店以外の施設】 ※運動施設・劇場・映画館・集会場・博物館・美術館・図書館など

- ・ 酒類の提供停止
- ・ 営業時間の短縮 ※午後8時まで
- ・ 人数上限5,000人かつ収容定員（大声あり50%以内、大声なし100%以内）の順守

【イベント開催】

- ・ 人数上限5,000人かつ収容定員（大声あり50%以内、大声なし100%以内）の順守
- ・ 酒類の提供停止
- ・ 開催時間は午後9時まで ※無観客開催を除く

【事業者】

- ・ テレワークの推進
- ・ 主要観光施設等のライトアップ、屋外広告の夜間消灯 ※午後8時以降

【交通事業者】

- ・ 市営交通の終電繰り上げ
- ・ 主要ターミナル（大通駅、さっぽろ駅）における検温実施

【学校】

- ・ 学校行事の中止、延期、縮小の検討
- ・ 部活動の原則休止
- ・ 大学等ではオンラインやクラスを分割した授業 等

経過区域における協力要請

◆ 対象地域 江別市・千歳市・恵庭市・北広島市・石狩市・当別町
新篠津村・小樽市・旭川市

◆ 対象施設 飲食店・遊興施設・結婚式場

◆ 要請内容

- ・ 午後8時以降の酒類の提供停止
- ・ 営業時間の短縮 ※午前5時～午後9時
- ・ カラオケ設備の利用停止
- ・ 業種別ガイドラインの順守